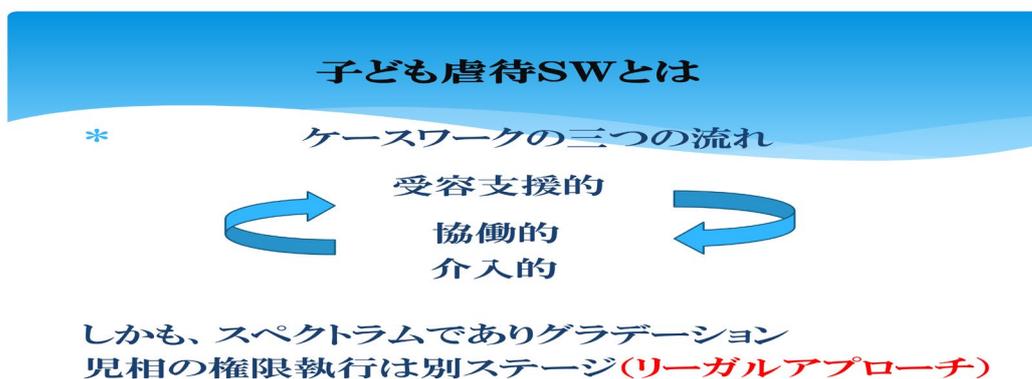


- (1) 社会的養護とは、親の同意や任意では支援が子どもに届かない場合、行政機関が関与する（区役所や児相の調査・指導支援や行政措置）

虐待のSWとは



虐待対応の三つの流れ（受容支援的、協働的、介入的、これらが繰り返される）

受容支援的対応は、親の自覚があり、ニーズ沿って支援。区役所と関係機関が中心。

協働的対応は、親との関係づくりをしつつ、自覚がない場合、事実を認め養育問題を共有し、あるべき養育に向かって協働していく、養育を変える動機付けを支援

= 社会的養護SWの中心（児相と区役所の協働が必要）

介入的は、不適切である事実を調査把握し、告知する、教育する、指導する、権限行使

協働的CWの中心は動機付け面接

- * 親に自覚が乏しく、関わりに拒否的や攻撃的。生育史による、人格、行動、対人関係の偏り、誤った子育て観
- * 親の理解とケア
ACEやトラウマについての心理教育
- * 焦点化する
解決すべき課題を具体的に絞り込む
- * 引き出す
「変化したい」という動機を引き出し(子どもの心身の発達について心理教育)、さらに強化を促す
- * 変化と維持の両価的であることを理解
- * 変化を支える、促す、変化に向けたの会話を増やす

協働～介入的面接

- * 心配している事実を伝える
- * 子どもの現在、将来の育ちで、何を心配しているか伝える、**子どもの育ちについて心理教育**
- * 親の変化があれば受容的面接を行う
- * 変化がなければ、繰り返し話し合いたいなど伝え、今後の関わりの余地作る
- * 拒否的であれば、今後どのような対応をするか伝え、権限行使の可能性を明言

介入的CWとは

- * 子どもにとって、不適切である事実を調査把握し**教育する、指導する**
- * 保護者の養育態度変容は、保護者の責任
- * 養育問題が改善しない時の、児相の対応を伝える
- * 子どもの健康な育ちの責任は、親と社会の双方にあるとの態度
- * **受容共感的対応は保護者の態度次第**

① 社会的養護SWは、区と児相の協働・連携・役割分担が必要だが、適切に行われているか。

区と児相の役割分担は、区は中度以下で「支援を受け入れるケースへの任意での在宅支援」児相は最重度・重度及び中度以下で「支援を受け入れにくいケースの法的権限に基づく強制分離を含む指導的介入的支援」である。大まかな役割は、「支援」と「介入」あるいは「寄り添い」と「粹付け」。

区の専門性は、地域の資源をコーディネートしていく力や、資源に繋げるSW力、資源を連携させていくマネジメント力であり、児相は介入的CWと権限行使である。

市区町村の役割は中度以下として「児童虐待対応の手引き」では、市区町村から児相に送致する場合を以下のとおりとしている。

ア、緊急に一時保護が必要な場合 イ、安全確認が出来ない場合

ウ、判定を目的にした送致

エ、市区町村で対応が困難なケース

- ・ 指導に乗らない
- ・ 長期に渡り改善が見られない
- ・ 強い指導を行う必要がある場合
- ・ 受傷原因不明の怪我で、専門的調査を要する
- ・ 調査保護が必要と判断される場合
- ・ 他、市区町村が対応困難と判断した事例

- ② 福岡市では児相による通告窓口一元化と振り分けが導入されたが、最初の振り分。で中度以下でも、対応困難ケースで区の過重負担となっていないか。必要であれば、児相との協働対応、児相への送致ができていないか。送致され、児相が主たる担当機関として機能しているか。

「通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業報告書 R2年3月（PwCコンサルティング合同会社）」によると振り分けについての「前提事項」として下記が記載されている

- ・ いつでも送致しあえる（「振り戻し」できる）状態である。
- ・ 振り戻しの状条件が明確である。

- ③ 十分機能しないすきまで又アウトリーチ支援の乏しさも相まって、長期に改善されないネグレクトや子どもの心理的・情緒的影響が顕著な情緒的虐待、家庭内暴力など親子関係が不調な事案が「放置」されていないか。リスクアセスメントが身体生命に偏っていないか。

特に、親子関係が不調の場合、分離支援が必要で、ショートステイだけでなく、親子への関係再構築に向けた支援的関わりが必要。それは一時保護を含め、児相が主たる担当機関である。

「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて（H29年厚生労働省）」では、下記のように記載されている
長期にわたる心理的虐待（例：暴言）の影響（心理的・情緒的）が顕著に表れている場合には、緊急対応を視野に入れた対応を行うこと。

<分離支援が必要と思われる「はぐはぐ」調査>

平成27年7月から平成31年4月まで（3年9ヶ月）

新規相談人数 289名中 38名（H31年5月24日現在）一時保護は1名

- ④ これら事例は、親の抱える問題が深く（虐待の世代間連鎖、Cトラウマ、未解決のケア葛藤、母子家庭）、子どもも発達特徴や不登校が絡んでいることも多い。学校等との情報共有・連携など、要支協が十分機能すべきだが、児相の積極的参加が乏しく個別ケース検討会議が十分機能していないのではないか。その結果、学校などが通告をあきらめていないか。

（2）在宅支援相談体制と強化について

こども基本法、子ども家庭庁設置法に向けた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 R3年12月閣議決定」では、以下のことを求めている。

- ・ こどもまんなか社会づくり（子ども権利条約の精神を社会全体で認識する）
- ・ 親が自己肯定感をもって子どもと向き合える親としての成長を支援
- ・ すべての子どもの基本的人権の保障と、こどもの最善の利益を第一に考慮
- ・ 制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ・ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ・ それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）を充実させる。

福岡市における子ども家庭福祉4層体制

- ① 地域子育て支援拠点など、地域子育て支援サービス（親子への身近な相談、心配な子ども、気になる親子の予防的支援、「泣き声通告対応」、地域全体で子育てを支援する基盤づくり）
- ⇒地域子育て支援拠点事業の充実(身近な相談支援・問題解決型だけでなく伴走型支援)・増設と多機能化。利用者支援事業による子育て支援コンシェルジュ「基本型」の子どもプラザ配置及び一時預かり事業。
- ⇔社協コミュニティSWとの連携
- ② 児童家庭支援センター（要支援・要保護在宅支援、指導委託支援、専門的通所支援）
- ⇒児童家庭支援センターの増設と家庭訪問等多機能化。面接時間の見直しと体制強化

- ③ 区役所「こども家庭センター設置・要支協調整機関」
 相談窓口の一元化し、7ヶ所でなく10万人に1ヶ所設置、予防的（＝発生予防、進行予防、世代間連鎖予防）在宅支援総合的SW。
 こども家庭センターがプラザ、ショートステイ、一時預かり、トワイライトステイと合同で設置（モデル事業）。
- ④ 児相（要保護の家庭に留まる在宅支援＝協働・介入的SW、権限行使、措置）
 ⇨緊急支援課分室の設置

福岡市地域子育て支援拠点設置状況(0歳～4歳人口千人当たりか所数)

全国平均：1.9か所(R4年度)

福岡県：0.8(R4年度)

福岡市：0.2か所(R4年度)

0歳から4歳児童人口 64,301人(R4年12月)

福岡市地域子育て支援拠点 14か所

20政令市中、19位 1位 神戸市150ヶ所 2位 大阪市137ヶ所